

国立大学法人新潟大学佐渡自然共生科学センターと
国立大学法人島根大学生物資源科学部との連携に関する協定書

国立大学法人新潟大学佐渡自然共生科学センター（以下「甲」という。）と国立大学法人島根大学生物資源科学部（以下「乙」という。）は、緊密な連携・協力関係を構築することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、両大学の理念、特色等を踏まえつつ教育研究面における連携活動を通じて、相互の教育研究の一層の進展を目指すとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、環日本海域における地球温暖化や越境汚染等の環境問題、生物多様性の損失等に係る創造的・先駆的な教育研究拠点の形成を推進し、我が国及び地域の発展と人材の育成に寄与するものとする。

（連携協力）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携協力するものとする。

- （1） 教育及び人材育成に関すること。
- （2） 学術研究及びSDGsの推進に関すること。
- （3） 教職員の相互交流に関すること。
- （4） 地域社会及び国内外の教育研究機関との連携に関すること。
- （5） その他本協定の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の各事項に関する具体的案件及び協力内容は、甲・乙において個別に協議の上、決定するものとする。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、前条の連携協力により相手方から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。）を、相手方の事前の承諾を得ず第三者に開示若しくは漏洩し、又は第1条に定める目的以外で利用してはならない。ただし、次に掲げる情報は除くものとする。

- （1） 相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、又は相手方からの提供後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- （2） 相手方から提供を受けたときに既に保有していたもの、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- （3） 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に開発したもの
- （4） 法令により開示を求められたもの

（資料の返還等）

第4条 甲及び乙は、相手方から提供された資料の返還請求があった場合には、速やかにこれに応じるものとし、提供された資料の複製物及び提供された情報に基づいて作成された資料等については、破棄その他の方法により再利用ができないように処分しなければならない。

2 甲及び乙は、相手方から提供を受けた日から1年を経過した後は、相手方の承諾を得ることなく資料を廃棄することができるものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和8年（2026年）3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の解除）

第6条 甲又は乙は、相手方に対して2か月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に対して何ら責任を負うことなく本協定を解除することができるものとする。

2 前項の場合において、甲及び乙は、実施中である個別案件の取り扱いについて別途協議するものとする。

（協議解決）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用にあたり疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和3年（2021年）8月12日

甲 住 所 新潟県佐渡市新穂潟上 1101-1
法人名 国立大学法人新潟大学
佐渡自然共生科学センター長

永田 尚志

乙 住 所 島根県松江市西川津町 1060
法人名 国立大学法人島根大学
生物資源科学部長

川向 誠